

令和元年第5回定例会

階上町議会会議録

令和元年9月10日 開会

令和元年9月13日 閉会

階上町議会

令和元年第5回階上町議会定例会 会議録目次

○第1号 9月10日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
請願第1号議題、委員会付託	8
休会期間の決定	9
散会の宣告	9

○第2号 9月12日（木曜日）

議事日程	10
本日の会議に付した事件	10
出席議員	10
欠席議員	10
説明のため出席した者の職氏名	11
職務のため出席した者の職氏名	11
開議の宣告	12
一般質問	12
上道二三男君	12
寅谷正君	14
散会の宣告	28

○第3号 9月13日（金曜日）

議事日程	29
------	----

本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	30
説明のため出席した者の職氏名	30
職務のため出席した者の職氏名	30
開議の宣告	31
認定第1号議題、質疑、討論	31
報告第1号及び報告第2号一括議題、質疑	34
議案第1号議題、質疑、討論、採決	34
議案第2号議題、質疑、討論、採決	35
議案第3号から議案第5号一括議題、質疑、討論、採決	42
議案第6号議題、質疑、討論、採決	43
閉会中における継続審査の件	44
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	46
町長挨拶	47
閉会の宣告	47
署名議員	48

令和元年第5回階上町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和元年9月10日(火曜日)

令和元年第5回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和元年9月10日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 請願第1号 小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	下 沢 育 男 君	2番	寅 谷 正 君
3番	荒 谷 憲 輝 君	5番	小 松 雅 彦 君
6番	上 道 二 三 男 君	7番	長 根 岩 夫 君
8番	森 榮 吉 君	9番	濱 谷 貴 樹 君
10番	松 尾 國 治 君	11番	百 目 木 和 俊 君
12番	大 江 和 夫 君	13番	郷 州 公 典 君
14番	林 貢 君		

欠席議員（1名）

4番 大 下 修 君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	野沢雅浩君
総合政策課長	地代所康二君	税務課長	日影百合子君
町民生活課長	西山圭一君	健康福祉課長	長根清子君
産業振興課長	濱浦幸夫君	建設課長	上静志君
教育課長	引敷林広貴君	会計管理者	嵩守利明君
農業委員会 事務局長	地代所誠君	代表監査委員	三上孝八君
選挙管理委員 会委員長	平野建悟君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	澤田充君	庶務GL	下平有香君
総務課主事	下村優太君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第 5 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林貢君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番 上道二三男君、7 番 長根岩夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林貢君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 13 日までの 4 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 9 月 13 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（林貢君） 日程第3、この際、認定第1号 平成30年度決算の認定についての件から、議案第6号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件まで、9件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） 皆さんおはようございます。

本日ここに、令和元年第5回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思えます。

認定第1号 平成30年度決算の認定について、ご説明申し上げます。

平成30年度決算の認定に付す案件は、一般会計と5つの特別会計合わせて6件であります。

それでは始めに、平成30年度階上町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入額は、57億1,165万710円で、歳出額は、53億6,764万322円となりました。

これにより歳入歳出差引額は、3億4,401万388円となります。

この実質収支額のうち、地方自治法の規定に基づく基金への繰入額を2億4千万円としたことにより、令和元年度への繰越額は1億401万388円となりました。

歳入を款別に構成比率で見ますと、地方交付税が40.3%で最も高く、対前年度比では、3.2ポイントの増、対前年度伸び率では、0.1%の減となりました。

2番目は、町税の20.1%で、対前年度比では、1.7ポイントの増、対前年度伸び率は、1.0%の増となりました。

3番目は、国庫支出金の11.3%で、対前年度比では、0.5ポイントの増、対前年

度伸び率は、3.9%の減となりました。

自主財源及び依存財源の構成比率をみますと、町税を中心とする自主財源が 30.2%、依存財源が 69.8%となり、対前年度伸び率は自主財源が 4.2%の減、依存財源も 9.3%の減となりました。

次に、歳出を款別に構成比率でみますと、民生費が 29.4%で最も高く、2番目に総務費の 18.3%、3番目に公債費の 14.2%となっております。

また、歳出を性質別に構成比率でみますと、人件費、扶助費及び公債費で構成される義務的経費は、48.1%で、対前年度比では、3.8ポイントの増となりました。

普通建設事業費及び災害復旧事業費等で構成される投資的経費は、6.9%で、対前年度比では、7.3ポイントの減となりました。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、出資金、貸付金及び繰出金で構成されるその他の経費は、45.0%で、対前年度比では、3.5ポイントの増となりました。また、地方債現在高は、財政の健全性を維持するための町の方針である、元金ベースでのプライマリーバランスを維持することで、前年度より 4 億 4,378 万 4 千円減の 64 億 2,205 万 8 千円となりました。

これらの平成 30 年度決算を踏まえ、本町の財政指数をみてみますと、財政構造の弾力を判断する指標として用いられている経常収支比率は、92.5%で、対前年度比では、0.6ポイントの増となり、依然として財政が硬直化している状況にあります。

歳出においては、社会保障費である扶助費の増嵩が予測される一方で、歳入では、地方交付税の増額が期待できないなど、今後も国から交付される財源については予断を許さない状況ではありますが、歳出全般にわたり徹底した抑制、効率化を図り、財政の健全化に引き続き取り組んでいく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成 30 年度階上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入額は、16 億 3,775 万 5,268 円で、歳出額は 15 億 3,911 万 4,210 円で、歳入歳出差引額は、9,864 万 1,058 円となり、うち 5 千万円を国民健康保険特別会計財政調整基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、県支出金 10 億 6,838 万 8,968 円、国民健康保険税 3 億 6,410 万 3,773 円、繰入金 1 億 3,493 万 637 円で、歳入総額に占める割合は、95.7%であります。

歳出の主なものは、保険給付費 10 億 1,925 万 6,472 円、国民健康保険事業費納付金 4 億 6,308 万 438 円で、歳出総額に占める割合は、96.3%であります。

次に、平成 30 年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入額は、4,167 万 4,726 円で、歳出額は、4,054 万 66 円で、歳入歳出差引額は、113 万 4,660 円となりました。

歳入の主なものは、繰入金 3,315 万 9 千円、使用料及び手数料 789 万 20 円で、歳入総額に占める割合は、98.5%であります。

歳出の主なものは、公債費 2,494 万 6,402 円、施設管理費は、1,083 万 455 円で、歳出総額に占める割合は、88.2%であります。

次に、平成 30 年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入額は、13 億 328 万 3,726 円で、歳出額は 12 億 7,967 万 3,272 円で、歳入歳出差引額は、2,361 万 454 円となり、うち 2,296 万 2,333 円を介護給付費準備基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金 3 億 2,858 万 4,257 円、保険料 3 億 1,326 万 1,505 円、国庫支出金 2 億 9,871 万 5,275 円で、歳入総額に占める割合は 72.1%であります。

歳出の主なものは、保険給付費の 11 億 8,287 万 6,514 円で、歳出総額に占める割合は、92.4%であります。

次に、平成 30 年度階上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入額は、3 億 802 万 6,048 円で、歳出額は、3 億 546 万 2,596 円で、歳入歳出差引額は、256 万 3,452 円となりました。

歳入の主なものは、繰入金 1 億 2,168 万 2 千円、町債 7,900 万円、国庫支出金 6,406 万円で、歳入総額に占める割合は、86.0%であります。

歳出の主なものは、公共下水道事業費 1 億 4,321 万 5,258 円、公債費 1 億 260 万 9,041 円で、歳出総額に占める割合は、80.5%であります。

次に、平成 30 年度階上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入額は、1 億 1,788 万 7,795 円で、歳出額は、1 億 1,741 万 4,370 円で、歳入歳出差引額は、47 万 3,425 円となりました。

歳入の主なものは、保険料 6,844 万 3,835 円、繰入金 4,767 万 3,368 円で、歳入総額に占める割合は、98.5%であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の 1 億 669 万 5,283 円で、歳出総額に占める割合は、90.9%であります。

報告第1号 平成30年度健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。
本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度の健全化判断比率として算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について報告するものであります。

報告第2号 平成30年度資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。
本件は、同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度の資金不足比率について報告するものであります。

公共下水道事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計は、ともに黒字であるため比率はございません。

議案第1号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳施行令等の一部改正に伴い、旧氏による印鑑登録が行えるよう、所要の改正をするため起案するものであります。

議案第2号 令和元年度階上町一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ1億9,282万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億6,200万円とするものです。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰越金8,614万8千円、諸収入6千万円等を追加し、分担金及び負担金393万4千円を減額するものであります。

歳出につきましては、民生費9,555万6千円、農林水産業費874万8千円等を追加するものであります。

歳出のうち、民生費に、プレミアム付商品券事業費補助金7,500万円、令和元年10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化に伴う経費として、子どものための教育・保育給付費2,607万5千円等を計上しております。

次に、第2表地方債補正であります。これは既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第3号 令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,788万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億1,501万8千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金に国保標準システム導入のための特別調整交付金等、1,924万9千円、繰越金に平成30年度の繰越金として4,864万円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に国保標準システムの導入費として、2,568万円、諸支出金690万7千円、予備費3,513万2千円等を追加するものであります。

議案第4号 令和元年度階上町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ946万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,875万3千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金860万3千円、繰越金64万7千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金916万5千円等を追加するものであります。

議案第5号 令和元年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ47万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,935万円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰越金47万2千円を追加するものであります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金34万8千円等を追加するものであります。

議案第6号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長（林貢君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎請願第1号議題、委員会付託

○議長（林貢君） 日程第4、請願第1号 小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願の件については、会議規則第 92 条の規定により、産業建設常任委員会に、付託いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号の件は、産業建設常任委員会に付託することに、決定いたしました。

◎休会期間の決定

○議長(林貢君) お諮りいたします。

議事の都合により、9月 11 日は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9月 11 日は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(林貢君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、9月 12 日午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前 10 時 24 分)

令和元年第5回階上町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和元年9月12日(木曜日)

令和元年第5回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和元年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 6番 上道二三男君 (1) 「旧農村婦人の家」解体後の活用について
(2) 町消防団第三分団ポンプ自動車の更新計画について
- 2番 寅谷 正君 (1) 「広報はしかみ」未配布の件ほかについて
(2) 室内用防災無線の設置について
(3) 階上町内義務制の小中学校における学校後援会寄付金の徴収について
(4) 選挙看板等の投棄疑いの件について
(5) 原因不明の火災対応について
(6) 野沢地区から山館前公園までの一車線道路について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番 下 沢 育 男 君	2番 寅 谷 正 君
3番 荒 谷 憲 輝 君	5番 小 松 雅 彦 君
6番 上 道 二 三 男 君	7番 長 根 岩 夫 君
8番 森 榮 吉 君	9番 濱 谷 貴 樹 君
10番 松 尾 國 治 君	11番 百 目 木 和 俊 君
12番 大 江 和 夫 君	13番 郷 州 公 典 君
14番 林 貢 君	

欠席議員（1名）

4番 大 下 修 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	地 代 所 康 二 君	税 務 課 長	日 影 百 合 子 君
町民生活課長	西 山 圭 一 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	濱 浦 幸 夫 君	建 設 課 長	上 静 志 君
教 育 課 長	引 敷 林 広 貴 君	会 計 管 理 者	鳶 守 利 明 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	地 代 所 誠 君	代 表 監 査 委 員	三 上 孝 八 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	平 野 建 悟 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	澤 田 充 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主事	下 村 優 太 君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（林貢君） 日程第 1、一般質問を行います。
順次質問を許します。
6 番、上道二三男君の質問を許します。

○6 番（上道二三君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、6 番、上道二三男君。

- 6 番（上道二三男君） 6 番、上道二三男です。（上道議員登壇）
9 月定例会に一般質問の機会をいただきありがとうございます。
今月は防災月間の月でもあります。大正 12 年の関東大震災、そして昭和 34 年の伊勢湾台風もこの 9 月に発生しています。今一度事前の備えを再確認し、災害に強い町づくりを進めていきたいと考えております。
それでは通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。
初めに、「旧農村婦人の家」解体後の活用について伺います。
本年 6 月 13 日の火災により、全焼したこの建物の全て取り壊し作業が終了しました。この跡地利用計画は、どの程度進められているのか伺います。
地元からの声としては、以前からこの場所の周辺に三分団の屯所を、との要望が出されていきました。

これにはいくつかの理由があります。

まず、現在の屯所がある場所は、県道に面しているものの、敷地の狭い借地であること。駐車スペースは、ポンプ車が出入する分を除けば1台しか駐車できない現状にあり、火災発生時には、県道への路上駐車の指摘を受けていること。

次に、現在の屯所は緊急車両を格納するには好ましくない、との声も聞かれます。火災発生時には、左右2枚のシャッターを上げ、シャッター棒を外してからの出動になるため時間が掛かり過ぎる、といった声も多く聞かれています。

このような地元の方々の声もあるという現状を踏まえつつ、今後の跡地活用の進め方を伺います。

次に、②の質問に入らせていただきます。

町消防団第三分団ポンプ自動車の更新計画について伺います。

このポンプ自動車は、定期点検の際に真空ポンプに少量の漏れが確認されていますが、経年劣化によるもので修理が難しい状況にあります。

また、高年式のためパワーステアリングが無く、山林火災などに出動した際に、方向転換を要する場面では、運転操作に苦慮している状況にあります。

このような状況から、ポンプ自動車の更新計画は進められているのか伺います。

以上2つの項目を伺い、壇上からの質問を終わります。(上道議員降壇)

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長（浜谷豊美君） それでは、上道議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「旧農村婦人の家」解体後の活用についての件及び、2点目の町消防団第三分団ポンプ自動車の更新計画についての件であります。関連がございますので、合わせて答弁をさせていただきます。

議員ご案内のとおり、第三分団屯所につきましては、昭和62年に建築され、今年度で32年が経過し、老朽化が進んでいるほか、消防団員が使用する駐車場も不足しており、緊急時の出動において、苦慮していると伺っております。

また、第三分団ポンプ自動車につきましても、購入から27年が経過し、屯所と同様に老朽化が進み、議員ご案内のとおり、軽微ではございますが、経年劣化による故障も発生していることから、早期の更新が必要と考えております。

ポンプ自動車の更新につきましては、現在のボンネット型から、現行基準のキャブオーバー型に更新した場合、車高が高くなることから、現在の屯所には入庫でき

ない状況となります。

このことから、まずは屯所の整備を行う必要があると考えております。

現在、策定中の「階上町公共施設等個別施設計画」において、令和元年度から5年度の間で建替えを予定しており、ポンプ自動車につきましては、屯所建替え後に購入を予定しているところでございます。

また、現在の屯所につきましては、借地のため、移転し建替えすることを検討しており、地元の要望でもあります県道に面し、駐車場としてのスペースも十分に確保できる「旧農村婦人の家」跡地を含めた中央体育館の敷地を、候補地の一つとして考えております。

今後におきましては、また改めまして第三分団分団長、地元区長等と協議の上、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○6番(上道二三男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、6番、上道二三男君。(上道議員起立)

○6番(上道二三男君) 6番、上道二三男です。

詳しく分かりやすい答弁をいただきましてありがとうございます。

「旧農村婦人の家」解体後の計画としては、第三分団屯所の新築・移転計画中にあり、中央体育館の敷地は非常に有力とのお考えであるということ、また令和元年度から令和5年度の間更新予定との明確な答弁をいただきました。

次にポンプ自動車についても、早期更新が必要とのお考えであるとのことご答弁をいただきました。

地元住民にとり、大変ありがたく心強いことでもあります。私も災害に強い、安全安心な町づくりに努めてまいりますので、できるだけ早期更新となりますようお願いをして質問を終わります。(上道議員着席)

○議長(林貢君) 以上で6番、上道二三男君の質問を終わります。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君の質問を許します。

○2番(寅谷正君) ハイ、寅谷です。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） おはようございます。

それでは、6点にわたって質問をしたいと思います。

1つ目、「広報はしかみ」未配布の件ほかについてです。

（1）令和元年6月議会で、この件について私が質問して現在検討中との答弁をもらってから3ヶ月経過しました。

また、平成28年の12月議会でも、長根議員が同件を質問しても検討中との回答で、あれから2年と8か月も経過しました。

こんなにも一体何を検討してきたのか、町長に伺います。

（2）です。この間、私は八戸市と東北民間教育研究会という部分で、花巻市で地方自治に関する研究会があり、話題にする機会がありました。

八戸市の方から「かつて八戸でも現在の階上の様に町内会を利用し、広報を配布していた時期もあったが全戸に届かないということで、町内会利用は間違いということで別の方法に変えた」そうです。（聞き取れず）を使うとかそういうふうに変えたそうです。

また、仙台市と福島県南相馬市の方からは「広報が全戸配布されてない自治体があるなんて信じられない。広報は選挙公報のように本来郵送で、全戸にもれなく配布されなければならない。これは住民税を払っている住民の権利である。つまり権利侵害が行われていることになる。不利益を被っている町民は裁判に訴えることも考えられる。そうなる前に町は変えた方がよい。」という話がありました。

町長は町民への権利侵害をし続けているという自覚がないように思われますが、これに対して見解を町長に求めたい。

（3）昨年の9月議会最終日の9月7日金曜日での大下議員の質問に対する野沢総務課長さんからの答弁で、私は傍聴していましたが、町は県から配布謝金、委託金ですね、をもらって配布している「県民だより」それから「あおもり県議会だより」があるが、町内全戸数分が来ると思うが、町内会未加入の世帯には配布されてないことになるが、余った「だより類」と「配布謝金の残金」はどうしているのか伺います。

（4）「広報はしかみ」の配布時期と最終ページから1つ前のページの「行事&くらしのカレンダー」が例えば8月だと、8月16日から9月15日のようになってますが、今日では多くの会社で業績評価制度が実施されているため、月初めに業績評価シートを出すようになっています。

さらに夜勤、深夜勤等のシフトがしかれている会社なども前月の末に、翌月の年

休や時休等を申請するようになっていきます。

町民目線で考えると、このカレンダーを〇月1日から〇月31日に直し、配布時期も前月の25日から27日ぐらいに町民に広報が届くように改めるべきだと考えます。

ちなみに村から市に昇格した岩手県滝沢市は、広報を毎月1日と15日の月2回発行を配布時期厳守で行っています。八戸市も以前2回発行でしたが、今は1回発行でそれでも毎月月末には八戸市民は、翌月の1日から丸ごと1か月の予定が分かるようになっていきます。

階上町の場合は役場職員目線なのか、無理をせず毎月10日頃発行をしているので、カレンダーも16日からになっているのだと思います。

町民目線の月初め発行に改める考えがないのかどうか、町長の見解を求めます。
大きい2番です。2つ目です。

室内用防災無線の設置についてです。6月議会で今の防災無線が聞こえないので、外付けの防災無線と室内用の戸別受信機の両方を付けてほしい旨の質問をし、難しいという答弁をいただいたので道仏横沢地区の方々に報告したら、大きな不満の声がありましたので再度質問させていただきます。

(1) まず、今の防災無線は何割がしっかりと聞こえていると把握しているのか回答していただきたい。

(2) 一斉点検まで待つてほしいと平成29年4月から平成30年4月頃まで待たされても、「聞こえ」が全く改善されないで今もなお聞こえないのですが、1年にもわたり、どういう点検をして結果がどうなったのか、横沢地区エリアについてとりあえず教えていただきたい。

(3) 仙台の方から「宮城県名取市閉上地区の1,027人もの津波犠牲者が出た内の約400人程は、防災無線が聞こえなかったことが避難遅れの原因だった」という事実を階上町長は知らないのか。住民の命をどう考えているのか。また横沢地区は昨年夏は熊の出没や春の山火事など、防災無線は重要であります。

町長はいつまでこの聞こえないまま放っておくつもりなのか見解を求めたい。

ちなみに、同じ横沢地区の道仏交流センター内にある榊・駅前集会所には、しっかりと戸別受信機が設置されています。

(4) 横沢地区の防災無線スピーカーは道仏中学校・鹿糠線道路出口脇、看板に15榊3階上町って書いてあります。そこにあります。手前に山があるため、道仏保育園側が聞こえないのかもしれませんが。

また、道仏保育園エリアはお昼寝タイムとか保育園や中学校などに配慮して、防災無線鉄塔を建ててないのかもしれませんが、それならそれなりに寺下地区や平内

地区のように戸別受信機で対応するなどの対応をしてほしいのですが、町長に説明を求めたい。

大きい3番であります。

階上町内義務制の小中学校における学校後援会寄付金の徴収についてであります。

(1) 道仏小学校創立120周年記念誌『櫻樹』64ページから68ページに町内での「学校後援会」が始まりだったと思いますけれども、道仏小学校後援会設立の経緯が詳細に記載されています。

それによると、昭和57年度この年は、東北新幹線が大宮から盛岡間が開業したが、九州北部で1時間に187ミリという観測史上1位の雨量を記録したのをはじめ、各地で河川の氾濫、土砂崩れ、家屋の倒壊などの被害が続出し、死者295人、負傷者166人にもものぼった年で階上町も含め国内が不況で深刻な状況(同書65ページ上段9行目)だったようである。

そこで、第2代PTA会長と第19代校長との間で「学校後援会の必要」が交わされ、話題にのぼるようになり、昭和59年4月14日に道仏公民館研修室において道仏小学校後援会「設立総会」を開き、会則や役員等を決めたと記録されています。

つまり、後援会は、PTA会長と学校長の提案がきっかけで地域住民の善意で生まれたものであったと言えます。

しかし、この時から数えて今年で道仏小学校後援会は36年、道仏中学校後援会は30年経過しました。少子高齢化で世の中も大分変わってきました。

今年度7月には、寄付をもらいに歩いているPTA役員が断られることが多いので区長に相談し、榊地区行政区長と道仏小校長で相談し、班長が寄付集めに歩かざるを得なくなって来ました。他の行政区でもすでに班長が歩いている所もあるようです。

そして、班長からも歩きたくないと悲鳴が出ているとのことである。さらに聞くと、区長も実は嫌なことで困っているのです、議員さんの方でなんとかしてくれないかとも言われてもいます。

そもそも、このことの根本原因は、憲法26条第2項、義務教育は無償の原則と言いますが、義務教育は、これを無償とするとの精神に反して、町政当局が36年間義務教育としての町内小中学校に対して、ほかの自治体と同様に必要な学校教育費をケチって出していない。ほか自治体と違ってね、必要な学校教育費を出していないことに起因していると思います。

この精神は、北欧のように最終的には義務教育という冠もなくなり、教育は無償とするまで目指さなければならないのです。

日本国内において、今や義務教育は無償の原則は、①授業料の無償から②教科書も無償、さらに③給食費の無償、さらに④医療費の無償まで広がっています。

なのに、階上町には地方財政法 27 条違反に抵触しかねない、義務制の段階ではほかの自治体には見られないパナマ文書公開で発覚した「タックスヘイブン」、税金回避地と訳されてるようですが、の「学校後援会」、架空銀行を作り、PTA 役員や行政区班長(町内会班長)や区長(町内会長)を苦しめています。

善意で始めた「後援会寄付金集め」もそろそろ見直すべき時ではないでしょうか。

他自治体と義務制学校で「部活動後援会」というのは、例えば合唱部の後援会とかね、そういうふうな野球部の後援会とか若干ありますが、学校丸ごとの学校後援会なるものは聞いたことがありません。ほかの自治体から入ってきた住民の方からも悪評であります。

階上町はほかの全国の義務制学校のように、後援会募金に頼らず本当に出せないのか、町長の見解を求めます。

なお、日本共産党文教委員会責任者の藤森毅氏と千葉大学名誉教授の三輪定宣、専門が教育行政・教育財政学なのですが、階上町の学校後援会は、地方財政法第 27 条 4 項に違反であるという指摘も受けていますし、税金の二重徴収であると指摘する研究者もいます。

なお、地財法第 27 条の 4、市町村が住民、住民というのは町内会員または行政区民ってものを問うてません。どちらでも住民であると変わりありません。の負担に転嫁してはならない経費ということで、市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。というふうに戒めてある。光星高校とかあるいは道仏中学校の新体操が、たまに甲子園とか東北大会とか嬉しいことがあった。そういうふうな部分は仕方がないんだけど、一昨年も去年も今年も来年も 36 年間、こういうふうなのはもうね、完全に教育費の中で集めて教育費の中で対応しなければならないという、そういうふうな地財法第 27 条の 4 は言っている。というふうに研究者から言われています。

(2) 広報に折り込まれて来る 6 月 10 日付の道仏小学校の後援会募金の援助内容や道仏小学校後援会総会資料に目を通すと、総合学習という教育課程に位置付けられている学習であるのに、神楽衣装代クリーニング代 3 万 4 千円や神楽指導者謝礼 2 万円、マラソン大会メダル代 4,480 円、相撲大会経費 16,524 円。

また、かつて道中の校長が P T A 総会の時に、「寅谷先生に叱られるかもしれませんが、教育委員会に申請すべき、体育用具や運動用具や野球用具等を入れて置く物置小屋を後援会費を使って既にグラウンド脇に建てました。」など施設・設備・備品

代や環境整備費、校舎周辺の樹木の手入れ等々、学校教育費として本来、学校長が教育委員会に申請して、もらうべき予算とすれば当然もらえるものも混入しているように思われますので、ここは教育委員会が町内全ての小中学校の学校後援会の用途について調査し、憲法 26 条の義務教育は無償の観点に立ち、これは教育費として町行政から出るもんだよ、と現場の校長に基準が明確になるように明らかに指導してほしいと思います。

ちなみに昨年の 9 月議会での部活動指導者に対しても、これから教育委員会はそういう援助するように色々やっていきたいというふうな答弁もしています。

三戸郡部のほかの市町村も後援会募金に頼らずにまわっているからであります。

そうすることによって、募金額もねかなりスリム化できるものと考えますので、まあ最悪の場合はですよ。というふうに私は見直すべきだと思いますが、町長如何に考えますか。

4 番、選挙看板等の投棄疑いの件について。

国道 45 号線脇トライアングル敷地に許可をもらい、トタン板の立て看板、私のと日本共産党市田書記局長を迎えての演説会のベニヤ板の立て看板を建てていたが、昨年度の冬の雪の降ったある日、両方とも抜かれ、道路脇の側溝に投げ捨てられていました。階上町選挙管理委員会に報告したのですが、その後、何の連絡もありません。

町民からも、対応があんまりだ、ひどい。あんまりだひどいっていうのは、引っこ抜いて側溝さ投げるというこれはあんまりだ、ひどいというそこにつながる文章であります。不安の声があがったのですが、調査をしたのでしょうか。

選挙管理委員会からの答弁を求めます。

5 番、原因不明の火災対応について。

例年、選挙が近づくと頻発するという、終わればなくなる。山火事放火があるという風評を聞いていましたが、今年の階上町議会議員選挙前にも、私の自宅付近の茅のある畑や私所有の山林も放火の疑いのある火災に合い、警察や階上消防署からも事情聴取を受け、捜査実施のためには是非とも被害届の提出が必要なのでと強硬に言われ、説明を受け被害届を八戸消防署八戸分署に出しましたが、その後連絡はありません。未解決のままだとこれからも起こることが予想され、捕まってませんのでね、町民も不安にさらされると考えられます。

町の今後の対応について、どう考えているのか伺います。

最後です。野沢地区から山館前公園までの一車線道路についてであります。

(1) 野沢地区共同墓地向かいの山館前公園立て看板というのがありますが、その前から展望台や滑り台や東屋や公衆トイレのある山館前公園に至るまでの道路

は一車線道路で、公園入口正門前までは対向車とすれ違うことが出来ません。

1mや 2mくらいのバックでは効かない、20m以上ってここに書いてたらもっとだよと言われましたけども、をバックで一車線道路の両端は下に落ちたら大事故になるくらい窪んだ通路になっていて危険であります。道路幅を拡幅してすれ違うことが可能な道路幅にするか、あるいはすれ違い回避のための引き込みエリアを設けるか、最低でも野沢入口の山館公園立て看板近辺に告知板を設置するなどして、事故防止の注意喚起を図らなければならないと考えるが、これからの対応についての町長の見解を求めます。

最後の最後です。(2) 頂上の山館前公園駐車場に昨日も行きましたけれども、車を止めて、正面入口に行ったら、鎖がかかっています。

そもそもこの公園は、距離の長い滑り台や見渡すと眺めのとてもよい癒しの場ともなる絶景の山館前公園であります。

町はこの公園を今後どのようにしようか、継続または断念を将来的に考えているのかを町長に尋ねます。

以上で壇上からの発表を終わります。よろしくお願いします。(寅谷議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

まず1点目の、「広報はしかみ」未配布の件ほかについての件であります。平成28年12月定例会における長根議員のご質問の際には、広報紙の配布方法について「区長会議等での議論を踏まえて、今後検討していく」と、答弁したところでございます。

その後、平成30年6月の区長会議におきまして、広報紙配布実態調査を依頼し、令和元年7月の区長会議において、同調査の結果報告等を行い、現在、全戸配布に向けて、その方法につきまして、区長会と共に検討しているところでございます。

また、「広報はしかみ」につきましては、町の行政一般に関する必要な事項を、町民に周知するとともに、町政に対する町民の理解と協力を得ることを目的として発行をしており、町では、区長への配布依頼のほか、町の公共施設及びコンビニエンスストアへの配置により、広く町民に行き渡るよう努めているところでございます。

県から受託しております、「県民だよりあおもり」及び「あおもり県議会だより」の配布につきましても、「広報はしかみ」と同様の取扱いとしており、委託料につき

ましては、住民基本台帳の世帯数を基に、県で定めた階層に応じて支払われております。

なお、「広報はしかみ」の発行日の見直しにつきましては、これまで町民等から要望がないことと、他団体の発行物と併せて配布を依頼していることから、今後、区長との協議も必要となりますので、ご意見として賜りたいと思います。

次に2点目の、室内用防災無線の設置についての件であります。町の防災無線につきましては、屋外スピーカー及び戸別受信機により、町内全域をカバーするように設計し、平成23年4月に更新したものでございます。

放送が聞き取りにくいなどの情報があれば、随時点検を実施しており、横沢地区におきましては、平成29年度に、専門業者とともに、現地において音量のチェックを行い、「問題ない」との報告を受けております。

議員ご要望の「横沢地区への戸別受信機の設置」につきましては、先程も述べましたとおり、町の防災無線は、屋外スピーカー及び戸別受信機により、町内全域をカバーするよう設計されており、町の防災無線システムで使用しております「戸別受信機の電波」は、町内全域をカバーしているものではございません。

町内全域に戸別受信機を設置するためには、現在使用しておりますシステムを全面改修する必要があり、多額の費用を要することから、現段階では難しいと考えております。

6月定例会の寅谷議員の一般質問でも答弁しましたとおり、防災無線の放送内容につきましては、無料で聞くことができる「防災無線電話応答サービス」の開設、町ホームページへの掲載、ほっとスルメールによる配信など、「聞こえにくい、聞き逃した」ことへの対策を講じているところでございます。

防災無線が、災害時の情報伝達手段としまして、重要であることは言うまでもございませんが、近年の情報化社会の進展によるスマートフォン等を活用した情報伝達手段の整備や、各地域の自主防災組織によるネットワークの強化等を図ることも重要と考えております。

次に3点目の階上町内義務制の小中学校における学校後援会寄付金の徴収についての件は、教育委員会で所管しておりますので、のちほど教育長より答弁させます。

また、4点目の選挙看板等の投棄疑いの件については、選挙管理委員会で所管しておりますので、のちほど委員長より答弁させます。

次に5点目の、原因不明の火災対応についての件であります。町では、春と秋の火災予防運動週間の年2回、町内一円において、のぼり旗を設置するなど広報啓発のほか、町消防団によるパトロールを実施しており、加えて、山林火災の発生しやすい時期におきましては、「火災予防巡視員」による巡回を行っているところでござ

ざいます。

また、連続不審火発生時におきましては、対策会議の開催やパトロールの強化など、町消防団に加え、八戸東消防署階上分署及び八戸警察署階上交番との連携による対応を行っており、今後も同様に対応していく考えでございます。

次に6点目の野沢地区から山館前公園までの一車線道路についての件であります。山館前公園につきましては、平成4年度より国土交通省から「都市計画事業」の認可を受け、総合運動公園の一部として整備された公園であります。

その際に、公園入口からの道路整備も併せて行っておりましたが、用地交渉の関係により、道路幅が一部狭い状況となっております。

待避所としては特に設けてはおりませんが、途中の空地等を利用し、相互通行していただいております。

議員ご指摘のとおり、未整備区間は狭隘な状況でございますが、拡幅等は用地問題もあり、速やかな解決は難しい状況でございますので、事故防止のための注意喚起対策を検討してまいりたいと考えております。

次の、山館前公園の将来の考え方についてであります。教育委員会で所管しておりますので、このあと、教育長より答弁させます。

以上でございます。(町長降壇)

○教育長(丸岡博君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育長、丸岡博君。(教育長起立)

○教育長(丸岡博君) 教育長の丸岡でございます。

それでは、寅谷議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3点目の階上町内義務制の小中学校における学校後援会寄付金の徴収についての件、及び、6点目における山館前公園の将来の考え方について、お答えいたします。

まず、3点目の階上町内義務制の小中学校における学校後援会寄付金の徴収についての件であります。議員ご案内のとおり、学校後援会は、学区の方々の善意で組織されている「任意の団体」でございます。

町といたしましては、これまでも学校運営に必要な予算につきましては、毎年配分しているところでございます。

各学区の方々は、学校環境や学校運営をより充実させたいという考えのもと、町内全ての小中学校ではございませんが、後援会を組織し、協力して下さっている

ものと理解してございます。

このようなことから、後援会寄付金の徴収の見直しにつきましては、各学区のご判断に委ねたいと考えているところでございます。

次に、「教育委員会が後援会費の用途について調査し、町からの教育費の基準を明らかにしてほしい」というご意見でございますが、先程、答弁いたしましたとおり、学校後援会は「任意の団体」でございますので、教育委員会での調査は、差し控えたいと考えているところでございます。

次に、6点目における山舘前公園の将来の考え方についてであります。例年、花見の時期やグラウンドゴルフの練習など、町民の方々からご利用いただいている状況でありますので、今後も適正な維持管理に努め、継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。(教育長着席)

○選挙管理委員会委員長(平野建悟君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、選挙管理委員会委員長、平野建悟君。(選挙管理委員会委員長起立)

○選挙管理委員会委員長(平野建悟君) それでは、寅谷議員のご質問にお答えいたします。

私からは4点目の選挙看板等の投棄疑いの件について、お答えいたします。

議員ご指摘の、政治活動のために使用する事務所等において掲示する立札及び看板の類の投棄疑いに関する調査につきましては、警察署の権限となりますので、当選挙管理委員会では、調査は実施しておりません。

以上でございます。(選挙管理委員会委員長着席)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君。

○2番(寅谷正君) ハイ、2番、寅谷です。(寅谷議員起立)

それでは再質問したいと思います。

あの、(1)の「広報はしかみ」の部分については、区長会議の議論を今までやって、踏まえて、前向きにやっっていこうというふうになったというふうになってます

けど、前向きが9割程度なのかどうか完全にやるというのなのかわからないのですが。

私が言ったのはね、指摘したのはね、その時も私は気にはなっていました。あの、なんで区長会に尋ねなきゃなんないのか。これはそれこそ権利として発生しているので、町長自らのね、その民主主義的な判断力をね問われていて、区長会に下手くさく全部配ってしまうと町内会の加入率がね、入んなくてもいいというふうに判断するのではないかというふうな、そういうねお話が町長からあったというふうに聞いてまして、それはやっぱり違うだろうなっていうふうに、基本的に間違いだと思ってたので、こんなに時間がかかったのかも知りませんが、とりあえず100パーセントになるようにね、やってほしいと思います。まあ何かあったらお答えください。

それから防災無線についてね、調べさせたらば、問題ないとの報告で、これ全く信じられない。傍にもね色々役場職員も2人とかいて、「俺のとも聞こえないよ。」と。班長さんも。それねやっぱり現地に行ってね、確認してね、俺達死んでもいいと思ってんのかなと思いますよ。こんなに長い間。そういうね、自分のね、現地そんな遠いところじゃないので、行って鳴る時に聞いてみてね、これだばなど。私は今でも署名をね、ちゃんと聞こえるか聞こえないかの、それやって持っていくと分かってもらえるのかなという。いくら喋ってもね。というふうに考えているので、もう1回ねその調査したのをもう1回ね、丸飲みしないでね、私ただ単に言ってるんじゃないんですよ。何人からもね個人名挙げればなんなので控えますが、非常に多数の人が言っていますので考え直してほしいと思います。

それからね、スマートフォンとかさ高齢者の人達ね、分かんないのよ。やっぱりそういうふうなのを考えてね、優しいそれこそあなたが仰るね、優しい政治を試みないと。ではないでしょうか。

それから後援会の寄付金について教育長さんが、教育委員会が調査をするというのは控えたいという、それはその通りだというふうに理解いたします。

私が言ってるのは、今部活動の件でも、要するに義務教育は無償という方向で世の中は進んでいるわけですよ。高等学校とか大学とかそういうのじゃなくてももう人生の基礎をつくる。そういうふうな部分に関しては、引敷林さんの答弁であっただけでも、前向きに検討していきたいというふうなね、非常にそれは世の中の発展方向に合致していると思います。なのでね、それをね、校長さん達にちゃんとこれ出るよと。面倒くさがってね、そういうふうな部分があってね。また聞くところによると、役場の方もね、これはそれから小学校30万、中学校100万出るはずだからというふうにね、曖昧になって出るものも申請しないでっていうパターンがね、見聞

きします。なのでね、調査はしなくてもいいけども、学校教育費としてこれは絶対出るもんだよ。そういうふうなのをね、シャワートイレだって申請した部分はあるんだから。喋れば出るんだっていうのをね、優しく丁寧に教えてもらいたいと思います。

再質問はそのぐらいでいいかと思いますが、あのパトロールで対応っていうのがちょっと気になるけども。一応これで再質問は止めます。よろしくお願いします。(寅谷議員着席)

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、総務課長、野沢雅浩君。(総務課長起立)

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、それではただいまの寅谷議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の広報紙の配布に係る区長会との協議の件でございますが、こちらにつきましては、「階上町行政委員規則」におきまして、区長は次のことを行う。これ第3条でございますが、「町が発行する広報等刊行物に関する事」ということで記載がございます。こういったこともありまして、現在の広報配布につきましては、区長会の方へもお願いをしている状況でございますので今後も継続してまいりたいと考えております。

次に2点目でございますが、防災無線の聞き取りづらいことへの対処としましては随時現地調査を行い、既存スピーカーの向きや音量等の調整により対応を実施しているところでございます。

今後も不具合がある場所につきましてはご連絡をいただければ、現地調査を実施してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、3点目の同じく防災無線でございますが、高齢者等への伝達方法としましては、非常時における町民への防災情報の伝達方法等につきましては、先程もお話ありました防災無線放送やほっとスルメールの活用に加えまして、ラジオ、テレビなどマスメディアの活用的な情報伝達のための情報共有連携方策について現在調整を図っているところでございます。

以上でございます。(総務課長着席)

○教育課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、教育課長、引敷林広貴君。（教育課長起立）

○教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは寅谷議員の再質問にお答えをいたします。

学校からのですね、環境整備等の要望につきましては、毎年当初予算編成前に要望等あげていただいております。それで全ての学校そろいまして、その中で優先順位、緊急度とかそういうもので判断をいたしまして、対応しているということで。その結果につきましては当然学校の方にはお知らせをして、対応しているということでございます。

以上です。（教育課長着席）

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） ハイ、2番寅谷です。再々をしたいと思います。

あのですね、野沢課長さんね、区長会のその3条とかというのがあるって、その部分で今のまま班長を通してのを続けますということは、例えば蒼前地区とかってのは4割とか町内会入っていないのは、区長会って言ってもあなたね、言葉でね住民にとって意味なんだよね、まず基本的には行政だよりだからね。それが入ってなかった場合はその4割の人に届きませんよね。

私はね届かない人にね、権利侵害にあっているので八戸市さんは、そういうふうに改めたというふうな部分なんだけど、ここがやっぱネックだと。

前にもね、班長さんとか区長さんの中にね、懐が広くねやってた部分の、町内会入ってないけども同じ行政区に入ってる。届けなきゃっていうね、そういう時期もありました。

ところが、周りがだんだんそういう部分のことがねちょっとやっぱりない部分も出てきたりしてね、そういう人達にね、どうやって届けるかというふうなのがねネックなんですよ。

ただあなたは全然ね、改善されないままね、このままやりますって答弁してるのなんですよ。何も解決されないじゃないですか。

私が質問してるのは無駄だ。全然届いていないあなたの心には。私はそういうね、人達にもちゃんとね、今こういうふうなのが開かれていますよ、こういう行事がありますよ、どうぞ参加してくださいよ。申告の場合は色々と地区こっちの方やって

いて、最終的にはハートフルでありますよ。狂犬病の部分はこうですよ。そういうのが伝わらない。

それをね、せいぜい一言ね、区長さん悪いけども町内会に入っていない人達にも行政区民ではあるので、お手数かけますけども何とかね配布してもらえませんか、月1回。というふうなのをね、言葉を添えるとかね。そういうふうなのをね、やってもらいたいんですが如何でしょうか。できませんか、できますか。お伺いします。

それからね、防災無線が聞こえないのはほんとスルメールとかね、80歳にもなる人がほんとメールやるべか。パソコンとかスマホとかそこら辺のねところを私は問題にしているのよ。だから逃げ遅れたりなんたりすることがあるかもしれないけども。

ちなみに軽米町は両方やっているのは、外で若いお父さんお母さんが働いている時も、家の中にじっちゃんばっちゃんがいるので何か起きた時はね、外の防災無線で戸を閉めて聞こえない家の（聞き取れず）している人達にも聞こえるようにということね、1分後に聞こえる。ボリュームの上げ下げもついている。

そういうふうなね、高齢者に対してはパソコンがなくてもスマホがなくてもちゃんと伝わるような、そういうね、やってもらいたいのですがわがままでしょうか。お答えください。（寅谷議員着席）

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 総務課長、野沢雅浩君。（総務課長起立）

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、それでは再々質問にお答えいたします。

寅谷議員ご発言の広報紙に係る毎戸配布の件でございますけども、町長の答弁にもございましたとおり、現在区長会との協議の内容につきましては、区長さん方で現在配布されていない方々をどのように今後配布していこうか、といった議論を進めているところでございます。ちょっとあの食い違いがあったと思いますけども、現在区長会を進めている内容につきましては、未配布の方々からのご意見もあり、町内毎戸配布に向けたその方法と時期等について、協議しているところでございます。ご了承いただきたいと思います。

次に2点目でございますが、高齢者の方々、やはりあの寅谷議員ご意見のとおり携帯端末であったりスマホであったりとなかなか厳しいところもあると私は考えておりますが、全国的なまた、青森県内でも現在進めているのがこの屋外スピーカーからの音声を契機に、スピーカーから音が聞こえたとその時点でテレビやラジオ

そういったものの情報を速やかにですね、も同時に収集するよう町民の意識付けと
いったところを今後積極的に活用することも周知していこうといったところで進め
ている状況でございます。

以上でございます。(総務課長着席)

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君の本件に関する発言はすでに3回になりました
ので、以上で2番、寅谷正君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(林貢君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は9月13日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時56分)

令和元年第5回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和元年9月13日(金曜日)

令和元年第5回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和元年9月13日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度決算の認定について
- 日程第 2 報告第 1 号 平成30年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 平成30年度資金不足比率の報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和元年度階上町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 3 号 令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 4 号 令和元年度階上町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 5 号 令和元年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 6 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 日程第 10 閉会中における継続審査の件
- 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番 下 沢 育 男 君 2番 寅 谷 正 君
3番 荒 谷 憲 輝 君 5番 小 松 雅 彦 君

6番	上道二三男君	7番	長根岩夫君
8番	森 榮吉君	9番	濱谷貴樹君
10番	松尾國治君	11番	百目木和俊君
12番	大江和夫君	13番	郷州公典君
14番	林 貢君		

欠席議員（1名）

4番 大下 修君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜谷豊美君	副 町 長	沼沢範雄君
教 育 長	丸岡博君	総務課長	野沢雅浩君
総合政策課長	地代所康二君	税務課長	日影百合子君
町民生活課長	西山圭一君	健康福祉課長	長根清子君
産業振興課長	濱浦幸夫君	建設課長	上 静志君
教育課長	引敷林広貴君	会計管理者	巖守利明君
農業委員会 事務局長	地代所誠君	代表監査委員	三上孝八君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	澤田 充君	庶務 G L	下平有香君
総務課主事	下村優太君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
-

◎認定第 1 号議題、質疑、討論

- 議長（林貢君） 日程第 1、認定第 1 号 平成 30 年度決算の認定についての件を議題といたします。

この際、代表監査委員より、ただいま議題となりました件についての監査報告の申し出がありますので、これを許します。

- 代表監査委員（三上孝八君） ハイ、議長。

- 議長（林貢君） 代表監査委員、三上孝八君。

- 代表監査委員（三上孝八君） ハイ、三上です。（代表監査委員登壇）

おはようございます。

議長のお許しがありましたので、決算審査の意見を申し述べさせていただきます。

地方自治法の諸規定により、町長から審査に付されました平成 30 年度階上町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び財政健全化法に係る健全化判断比率等の審査を、8月8日、9日の2日間に亘り実施をいたしました。その詳細につきましては、審査意見書として町長に提出しております。

審査意見書で項目ごとに述べておりますが、それでもなお、意を尽くしきれなかった点をここで若干補足させていただきます。

まず、審査の方法であります。平成 30 年度各会計の歳入歳出決算書並びに同事項

別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿並びに証拠書類と照合し、計数の正確性、会計処理の適法性、財産の管理及び運用の効率性などに重点をおき、照会精査し、更に各課長、グループリーダーから出席をいただいて、詳細に説明を受けて審査した結果、各会計及び調書は関係法令に基づき調製されており、誤りのないものと認めます。

なお、この審査に係る説明資料の作成には、大変お忙しいところ、多くの職員からご協力いただきました。お蔭様で、審査事務をスムーズに進めることが出来ましたことに、心から感謝を申し上げます。

さて、平成30年度の予算は、国の予算及び地方財政計画の動向、更には現下の厳しい財政状況を踏まえ、財政の健全性確保と行財政改革の推進に配意するなど、町民生活に必要な、地域の再生と産業振興、快適で安心な生活の促進、健康増進と福祉の向上、未来へつなぐまちづくりの4つの施策に重点を置き、最優先に予算編成されたものと思われま

す。当町の財政状況を見ますと、歳入の柱である町税収入は、個人町民税、軽自動車税、町たばこ税及び鉱産税の調定額、収入額がプラスとなりましたが、地方においては依然として景気の回復が実感できない状況の中、町税等の収入が、財政に及ぼす影響が非常に大きいことから、自主財源の確保に努めるとともに、財政調整基金からの繰入額を抑制することとし、歳出面においては、行財政改革大綱と改革プランに基づく徹底した行財政改革の推進と、さらなる町の発展と持続可能な町政を目指して、重点的かつ効果的な施策の展開と、町勢進展上、重要な施策に取り組み、予算の執行に当っては、最少の経費で最大の効果が得られるよう、創意工夫を凝らして、経費全般について節減合理化に努めている内容となっているものと思われま

す。町財政の根幹をなす町税については、収納率が六年連続でプラスとなりました。関係職員が、収納率向上に日々努力している姿勢は、審査説明の中で強く感じられたところであります。

貴重な財源の確保は、町民の暮らしに大きく影響を及ぼすことから、納税者の納税義務と税の公平負担の観点からも、あらゆる方法と知恵を出し合って、更なる収納率の向上を図り、不納欠損額の決定には、適法、適正に処理されるよう、また、収入未済額については、極力その圧縮に一層の努力をお願いするものであります。

次に、財政健全化法に係る健全化判断比率並びに資金不足比率の財政健全化指標については、昨年度と同様に財政の健全化が保たれておりますので、今後もこの状態を維持されることを切望するものであります。

終わりになりますが、今後ますます少子高齢化の進行に伴う社会保障費や扶助費、

公共施設の維持管理費の増加などに加え、快適で安心してらせるまちづくり、地域資源をいかした活力あふれる産業づくり、ともに生き支えあう福祉のまちづくり、未来をになう人づくり、協働のまちづくり等、目標とする多くの課題が山積していることから、財政環境は一段と厳しい状況にあると思われまます。

これらの課題に、的確に対応するために、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に進めるなど、引き続き計画的、かつ効率的な行財政運営に努めていただき、町民・議会・行政が一体となり、これまで培った協働のまちづくりの精神を十分に発揮しながら、諸施策を展開していただきますよう望むものであります。

以上、申し上げます、決算審査の意見とさせていただきます。

令和元年9月13日、代表監査委員 三上孝八、監査委員 小松雅彦。(代表監査委員降壇)

○議長(林貢君) 以上で、監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) 聞き間違いであるかどうか分かりませんが、決算の認定ということで、質問の方は受け付けますか。

○議長(林貢君) 質疑はもう終わりましたので。討論に入ってますから。

○7番(長根岩夫君) そうですか、決算報告だけと勘違いしてました。皆さんそう思ってると思いますので、もう一度お願いします。(長根議員着席)

○議長（林貢君） 決算報告についても終わりましたし、質疑についてももう終わりましたので。討論にもう入りましたので。（議事進行の声あり）

討論についてご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成 30 年度決算は、これを認定することに決定いたしました。

◎報告第 1 号及び報告第 2 号一括議題、質疑

○議長（林貢君） この際、日程第 2、報告第 1 号 平成 30 年度健全化判断比率の報告についての件及び日程第 3、報告第 2 号 平成 30 年度資金不足比率の報告についての件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告第 1 号 平成 30 年度健全化判断比率の報告についての件及び報告第 2 号 平成 30 年度資金不足比率の報告についての件を終了いたします。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 4、議案第 1 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第5、議案第2号 令和元年度階上町一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) 7番、長根です。

予算説明書の6ページ、6款1項14目、農業費であります。農業用ため池浸水想定区域図等作成委託料794万3千円の増額となっております。ほぼ、全額国の予算で賄われるものであります。昨年の東日本豪雨による水害とともに農業用のため池が決壊し、大きな災害の原因となっているということで、国では7月に、このため池の管理保全に関する法律の運用について、またガイドラインを示しておりましたが、今回の委託についてはこれらに関連する調査委託であるかと思いますが、委託の内容等について詳細を伺います。

また、歩掛、通常はない委託設計になりますが、今回の設計はこれら積算の方法、あるいは入札方法はどのように考えているのか、伺っておきたいと思えます。

お願いいたします。(長根議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは長根議員の質問にお答えいたします。

農業用ため池浸水想定区域図等作成委託料の補正予算の追加につきまして、昨年の7月に西日本豪雨ということがございまして、防災重点ため池以外の小規模なため池でも、豪雨により決壊して甚大な被害を生じたというところから、国の方では選定基準等の見直しを行いまして、昨年11月に議員ご指摘の新しい基準を設けております。

これによりまして、下流に住宅や公共施設等があり、被害が想定されるため池を見直し、17か所のため池が防災重点ため池と階上町の場合指定されました。

そのうちの今年度は、8か所の想定区域図を作成するというものでございます。

住民避難路の緊急時の対応のもととなる調査を行うものであり、今回追加したということでございます。

歩掛等につきましては、県の、委託の標準積算基準書というのがございまして、それにより設計額を算定し、入札の方で業者さんの方に契約を行って事業執行したいというふうに思っております。

以上です。(建設課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、8か所の想定区域図、これを作成し、標準歩掛にて積算を行うということのようであります。入札の方法は、若干ちょっと聞きとれなかった部分でありました。

それで、ため池の管理、近年は農業を離れる、いわゆる離農される方々も多くあります。農村地域において居住をされる方が少なくなるという現状、そのためにため池の所有者、あるいは管理者もいなくなるという現状もあります。

市町村はこの結果を踏まえて、県知事特定農業用ため池の指定を行うことになり、これは県知事の方へ届け出る必要があるということでございますが、当町において、このため池の決壊事例、このようなものはあるのかどうか、あるいはそのような危険性を察知されるようなことはあるのか、一応確認のため伺っておきたいと思えます。

また、委託業務として、本来特殊な業務になるわけであります。標準歩掛があるといえども、この業者の選定について適正な判断を求めることにはなりますが、ある程度の基準に基づき業者を選定するということになるかと思えます。そのポイントとなる点等について、伺っておきたいと思えます。

お願いいたします。(長根議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) それでは、まず先程の入札に関する件でちょっとまあ、説明が足りない部分がありましたので、そちらからまずご説明申し上げます。

入札につきましては、役場の方に指名願の方を届けている業者さんの中から、数社選んで入札の方を執行したいということでございます。選定につきましては、実績及びそれから雨水とかですね、そういうふうなところの事業等の実績等を参考に選定をしたいというふうに考えております。

それから、過去のため池の決壊事例ということでございますけども、記録としては残っておりません。ちょっと把握はできておりません。

それから、防災ため池として調査はいたしますけども、今後これが、特定農業用ため池に指定するよう、国の方は指針を打ち出しております、これを受けて県では国の指定にならない、今後防災対策、それから適正な維持管理を推進するというふうなことになっていくとなっております。

以上です。(建設課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、ありがとうございます。長根です。

指名競争入札で行われる。その業者の選定については、請負等の実践事例をもとに選定をするということのようでありました。

このため池の指定、県知事の方に、県の方において様々な要件が、この要件の中に出てくると思いますが、将来的には100mため池の下流側、あるいは500m下流側において、防災訓練を実施する、あるいはため池の整備を補助をする。そういうふうなところで、大変重要な調査でもございます。

そのようなための基本的な調査委託として、この成果はいつ頃に出されて、町民の方々にはいつ頃に公表をされるのか。これについて確認をしておきたいと思いません。

また、今後において、高齢化が進むこの農村部。これらの農業用ため池の保全にも町としても留意をしていただき、必要に応じては確定前。いわゆる県の方での指示・指導がある前に、町として独自に避難措置あるいは防災工事等についても、必要に応じて考え、また講じていただきたい。このようにお願いをしておきたいと思えます。

担当部局には、このようなことから、農業防災という形でのご検討とご配慮賜りますようお願いをしております。(長根議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは長根議員の再々質問にお答えいたします。

当委託は17か所ございますけれども、今年度は8か所、まあ翌年度9か所というふうなことでございまして、その結果等踏まえ、今後ハザードマップとかです、そういうふうなところの方に今後反映されていくということになりますので、それ以降の方のスケジュールの方はまだちょっと未定ということでございますが、早急に対策等は考えておかなければならないかなというのは、感じているところでございます。

防災対策等はその結果を踏まえ、検討していくというふうな形になっていくというふうなことでございます。

以上です。(建設課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑はありませんか。

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、1番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○1番(下沢育男君) ハイ、1番、下沢育男です。

私の方からは、1件ご質問いたしたいと思えます。

予算書7ページ、歳出の部分の10款1項6目ですけれども、これに関しては先日あの説明を受けまして、幼児教育、保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用等給付金ということで、323万7千円増額しております。この内容について、町内の

どのような施設を利用するものか、またですけども、これに伴う先日の説明であれば、3歳から5歳児、また0歳から2歳児の非課税世帯と一応説明を受けましたが、その利用者人数、まあ予定人数ですね、その内容等お伺いいたしたいと思います。

よろしくをお願いします。(下沢議員着席)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、引敷林広貴君。(教育課長起立)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは下沢議員のご質問にお答えをいたします。

子育てのための施設等利用等給付費、議員ご案内のとおり幼児教育、幼稚園に係る保育料と副食費の無償化に伴う給付金でございます。

現在、町内には幼稚園はございませんので、今現在町民の方が利用、入園している八戸市内の幼稚園3施設へ支払うものでございます。

それで人数でございますけども、13名を見込んでの増額補正でございます。

以上です。(教育課長起立)

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、1番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○1番(下沢育男君) ハイ、1番、下沢です。

ハイ、大変ありがとうございました。

まあ、詳細につきましては分かりました。

それである、この13名の方ですけども、施設に払うんですか。申請は必要かと思いますが、周知徹底をして漏れのないようにお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上、質問を終わります。(下沢議員着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑はありませんか。

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、3番、荒谷憲輝君。（荒谷議員起立）

○3番（荒谷憲輝君） 3番、荒谷憲輝です。

説明書の5ページ、3款2項2目、緊急通報装置給付費13万2千円の増額とありますが、件数などの内容をお伺いいたします。

また、同ページであります、3款3項1目、防犯対策強化整備事業補助金として、19万8千円の増額とありますが、事業内容をお伺いいたします。（荒谷議員着席）

○健康福祉課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、健康福祉課長、長根清子君。（健康福祉課長起立）

○健康福祉課長（長根清子君） それでは、荒谷議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、緊急通報装置、福祉安心電話の現在の設置件数についてでございますが、現在は15件となっております。今年度は、既に1台新設いたしましたが、さらに2名の利用申請希望者がありまして、13万2千円を追加補正したものでございます。

1台当たりの設置費用は、6万6千円となります。非課税世帯の場合は全額助成となっております。

設置にあたりましては、社会福祉協議会に委託し、職員の立会いのもと、指定事業者が40分程度で申請者の自宅固定電話回線を利用し、設置いたします。設置後は、ボタン1つで県や町の社会福祉協議会に繋がり、緊急時や相談に24時間体制で対応できるものでございます。

また、必要に応じて社会福祉協議会、消防、健康福祉課などと連携して、地区の民生委員さんや、近隣の安心電話協力員の支援を受けられる体制を構築してございます。

さらに、社会福祉協議会では設置家庭に年1回から2回の訪問をし、必要な方には複数回数訪問をして、現状把握と必要時の支援に努めております。

これまでの緊急通報の件数は、平成28年6件、平成29年4件、平成30年度は0件でした。緊急通報装置給付費については以上でございます。

続きまして、防犯対策強化整備事業、こちらの事業内容についてご説明申し上げます。

平成30年6月に、大阪北部地震で発生したブロック塀倒壊事故により、国は児童

福祉施設等におけるブロック塀の安全点検状況調査を実施しました。この調査の結果、道仏保育園からブロック塀に一部破損とひび、倒壊の危険性があるという報告を受けました。児童と通行人の安全のため、改修、修繕が必要であり、平成30年度の当初予算にその工事費補助金分を計上し、ご承認いただいております。当初予算には、ブロック塀の工事費119万7千円の補助金分を計上しております。

今回の補正は工事費に加え、7月に解体撤去費も追加承認されたため、その費用分26万5千円分の補助金分、国2分の1、町4分の1といたしまして、19万8千円を追加補正させていただいたものでございます。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、詳細に説明いただきありがとうございます。とても分かりやすかったです。

○議長(林貢君) マイクを自分に向けてください。

○3番(荒谷憲輝君) 緊急装置の件ですが、包括的な支援の観点からも一人暮らしの高齢者の生活や健康、さらには命にかかわる不安を24時間早く、簡単に通報できることで、寄り添い、見守る体制作りを推薦していただくことを希望します。

防犯対策強化整備の件ですが、事例にならって、点検での早期発見から対策、整備をすることで、将来を担う子ども達を危険から守り、安心安全な生活に繋げていただいていることに感謝し、希望いたしております。

以上です。(荒谷議員着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 令和元年度階上町一般会計補正予算(第2号)の件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号から議案第5号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) この際、日程第6、議案第3号 令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件から、日程第8、議案第5号 令和元年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件まで、3件を一括して議題いたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○12番(大江和夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、12番、大江和夫君。(大江議員起立)

○12番(大江和夫君) ハイ、12番、大江でございます。

予算説明書の最後のページ、22ページでございます。この後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

この金額は、35万円程でなっておりますが、この後期高齢者の広域連合納付金、大体人数的にはどのぐらいの人数なのか、お知らせ願えればと思います。(大江議員着席)

○健康福祉課長(長根清子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、健康福祉課長、長根清子君。(健康福祉課長起立)

○健康福祉課長(長根清子君) 大江議員のご質問にお答えいたします。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金の人数というご質問と承りました。この人数ということですが、納付金34万8千円となっております。これは前年度分の保険料、3月から5月分の保険料分の補正となります。

人数的には、数名という、3月から5月分の一部になりますので、数名となっております。

全体額の納付金は、6千万円近くございますので、1,900人近くの全体額であります。その中の一部3月から5月分ということになります。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○12番(大江和夫君) ありがとうございます。

○議長(林貢君) ほかに質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって、質疑終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件から、議案第5号 令和元年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件まで、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第9、議案第6号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第6号 階上町教育委員会の委員に任命す

る者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

◎閉会中における継続審査の件

○議長(林貢君) 日程第10、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。(異議ありの声あり)

異議があるようございますので、起立によって採決いたします。

○2番(寅谷正君) ちょっと待って。

○議長(林貢君) ただいま議題となっております、閉会中の継続審査の件について、委員長申し出のとおり、継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成議員起立)

ハイ、結構です。(賛成議員着席)

起立多数により、よって、委員長申し出のとおり、継続審査とすることに決定いたします。

○2番(寅谷正君) 議長ちょっと、今の件に関して強引だと思うんですけども。

ちょっと発言させてくれませんか。理由を聞きたい。

○議長(林貢君) いや、それはあの、

○2番(寅谷正君) あのですね。

○議長(林貢君) いや、ちょっと待ってください。

○2番（寅谷正君） 今、傍聴の人達来てるんだよ。部会の人達が。

○議長（林貢君） これは、産業建設常任委員会に、

○2番（寅谷正君） だからなんでその、継続の理由を聞かなければ、聞きたい。当然ですかそのレベルは。命にかかわることを。

○議長（林貢君） これは、請願の調査に日数を要するためということで、委員長より申し出がありましたので、お諮りしたものですから。

これは産業建設常任委員会に付託された事項でございますので、それは議会としては、

○2番（寅谷正君） ちょっと待ってください。一方的すぎます。憲法16条の請願法で、ちゃんと事実があり出してるんだよ。

○議長（林貢君） これは、

○2番（寅谷正君） 何を確かめるんですか。

○議長（林貢君） いやそれはあとで、

○2番（寅谷正君） 5条に誠実な対応をしなければならないとね、今のやつは憲法違反。

○議長（林貢君） この件につきましては、委員長から申し出があり、その申し出によって議事進行してるものでございますから、これについてはもうお諮りして、起立多数で採決しておりますので。

○2番（寅谷正君） 議長ね、建設、

○議長（林貢君） その件については、終了させていただきます。

○2番（寅谷正君） そこにね、ワンクッション置かなきゃないんじゃないですか。

建設常任委員で付託したのを、本会議でやる場合は。

○議長（林貢君） ただいま私が申し上げましたとおり、この件については、

○2番（寅谷正君） 議長が申し上げるの違うって。民主主義的じゃないって。

○議長（林貢君） 発言を中止いたします。

今議事進行上、進んでおりますので、その採決もいたしましたので、お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議がないという採決がありましたので、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

○2番（寅谷正君） だめでしょ、それ。理由も言わない。

○議長（林貢君） 議事を進行いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（林貢君） 日程第 11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を、議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

この議運の継続調査も異議ありということですか。

それでは、ただいま異議があるようでございますので、本件に関して賛成の方の起立を求めます。**（賛成議員起立）**

起立多数であります。ハイ、座って結構です。**（賛成議員着席）**

よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定

いたしました。

◎町長挨拶

○議長（林貢君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
去る9月10日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

本会議において提案いたしました議案について原案のとおり議決を賜り厚くお礼申し上げます。また、審議の過程において色々のご意見をいただきました。十分精査の上、予算執行してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。

ありがとうございました。（町長降壇）

◎閉会の宣告

○議長（林貢君） これにて、令和元年第5回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前10時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 林 貢

会議録署名議員 上 道 二三男

会議録署名議員 長 根 岩 夫